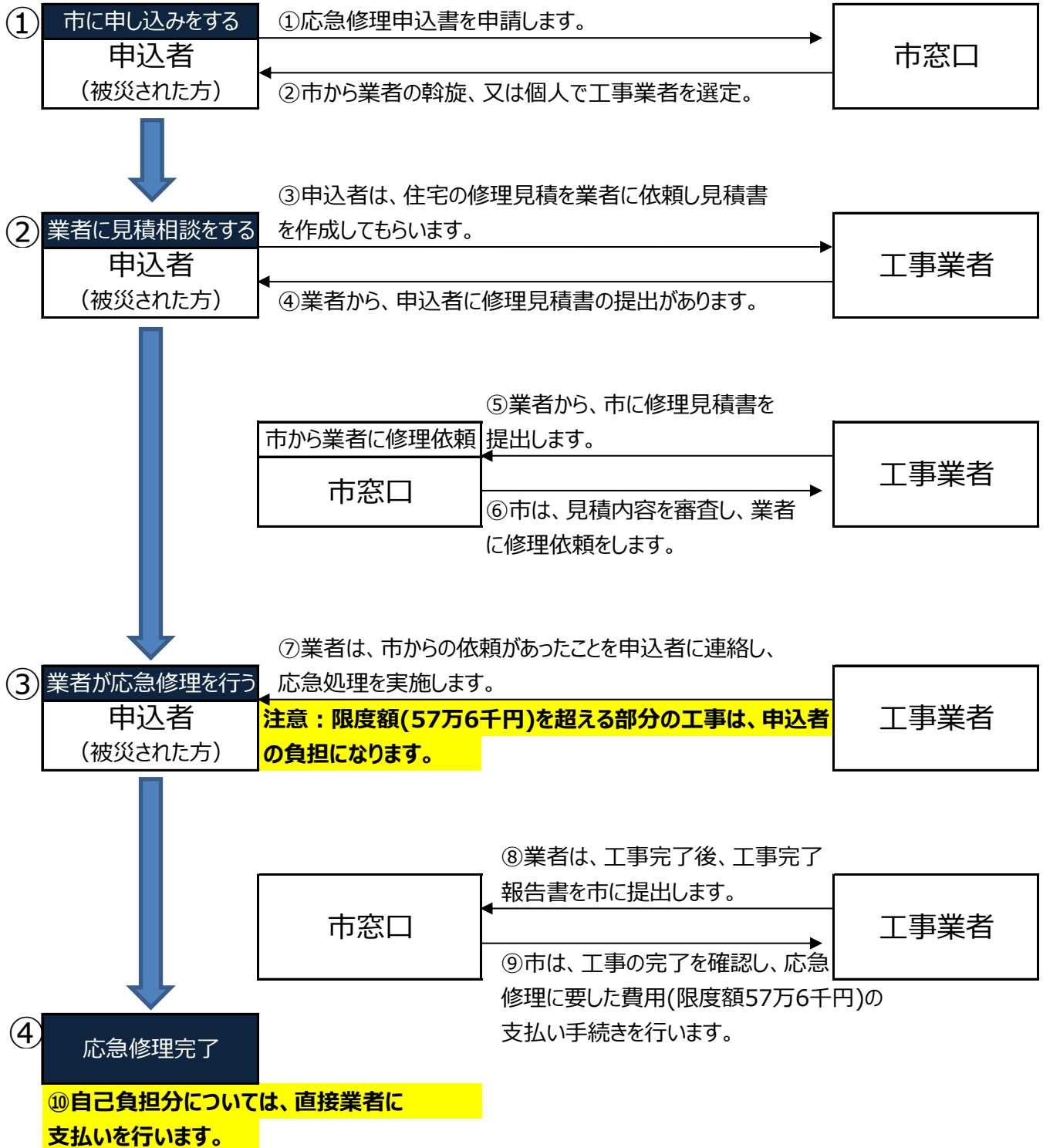


住宅の応急修理制度の手続きの流れ



*注意：借家の場合については、本来、その所有者が修理を行うものであるが、所有者が修理を行なえず、かつ、居住者の資力をもって修理できない場合は、所有者の同意を得てからの応急修理となりますので、必ず所有者の同意が確認できるもの（任意様式）を見積書提出時に添付が必要となります。ただし、所有者の資力については確認をさせていただきます。